

ひょうご花緑創造プランから緑の広域計画への移行

1 改正都市緑地法に基づく都道府県の「緑の広域計画」

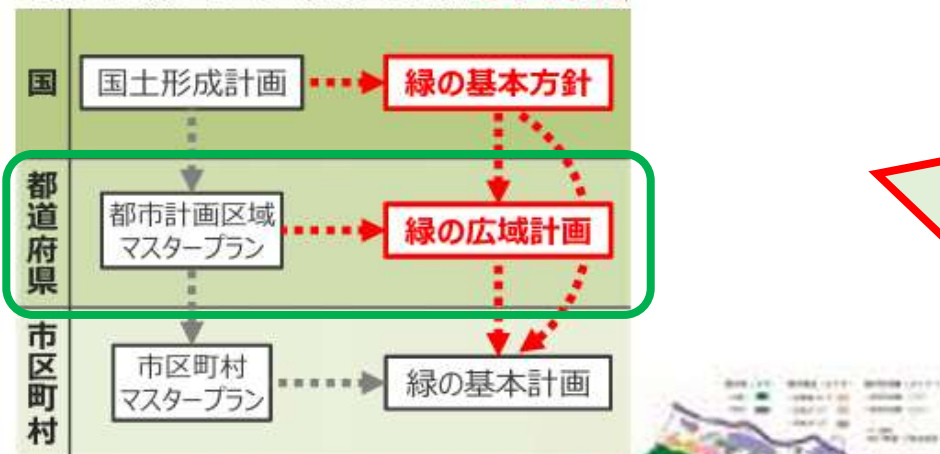
背景・必要性

- 都市における緑地の重要性や、緑のネットワークを含む質・量両面での緑地の確保の必要性の高まり。
- これを踏まえ、都市緑地行政を一層推進するため、国が目標や官民の取組の方向性を示す必要。
- また、市区町村をまたがるような広域性・ネットワーク性を有する緑地を、総合的・計画的に保全・創出する必要。

概要

- 国土交通大臣が都市における緑地の保全等に関する基本方針を策定。
(基本方針に定める内容のイメージ)
緑地の保全及び緑化の推進の意義・目標／緑地に関する基本的な事項（緑地のあるべき姿、発揮すべき機能等）／政府が実施すべき施策 等
- 都道府県が都市における緑地の保全等に関する広域計画を策定。

計画の連携のイメージ（黒字：既存、赤字：新設）



広域の緑地配置（イメージ）

（国土交通省資料より）

- ・ 都道府県においては、これまで通達等に基づき策定された「都道府県広域緑地計画」があったが、法律に基づく計画制度はなかった。
- ・ 令和6年の都市緑地法改正により、
 - 国は「緑の基本方針」（「基本方針」）を策定する
 - 都道府県は基本方針に基づき「緑の広域計画」（「広域計画」）を策定できる
 - 従来からあった市町村における「緑の基本計画」は基本方針に基づくとともに広域計画を勘案することになった（R6.11施行）。

(参考1) 緑の基本方針 (令和6年12月 国土交通省) 概要

意義	気候変動対策	生物多様性の確保	Well-beingの向上	都市のレジリエンスの向上	歴史や文化の形成、美しい景観の創出、環境教育・生涯学習の場としての活用	都市における生産機能、循環型社会への寄与	ESG投資の拡大、気候関連・自然関連情報開示への対応			
全体目標	<p>将来的な都市のあるべき姿 「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市」</p> <p>国全体として都市計画区域を有する都市の緑地を郊外部も含め保全・創出し、そのうち市街地については緑被率が3割以上となることを目指すとともに、都道府県が定める全ての「緑の広域計画」及び市町村が定める全ての「緑の基本計画」において、以下の3つの都市の実現に向けた取組及び関連する指標等を位置づけることを促す</p>									
個別目標	<p>環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市</p> <p>CO₂の吸収源としての役割を担う緑地の保全・整備・管理及び緑化の総合的な取組を推進することにより、カーボンニュートラルの実現に貢献</p>	<p>人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市</p> <p>緑地の確保を進めるとともに、適切な樹林更新等による緑地の質の向上を図り、緑地を生態系ネットワークとして有機的に結びつけることで、広域レベルでの緑地の量的拡大・質的向上を推進する</p>	<p>Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市</p> <p>地域の実情に応じた緑地の質・量の確保を図り、精神的・身体的な健康の増進、コミュニティの醸成、都市のレジリエンスの向上等のグリーンインフラとしての多様な機能を発揮させていく</p>							
推進の視点	<p>多様な主体の連携、各主体の役割分担 国、都道府県、市町村、都市緑化支援機構、教育・研究機関、民間企業・事業者等、NPO法人等、都市の住民の各役割に応じた連携、分担等</p> <p>多様な資金、体制等の確保 民間からの投資、寄附金の受入れなど多様な資金の確保、官民連携などによる体制の確保等や、これらを支える仕組みが必要</p> <p>緑地の更なる充実 より質を重視した保全・活用を実施するとともに、生物多様性の確保、景観・歴史文化の形成等にも考慮し、樹木の更新等を計画的に実施</p> <p>緑地の広域的・有機的なネットワーク形成 気候変動対策、生物多様性の確保、Well-beingの向上に向け、グリーンインフラとしての多様な機能を一層発揮するため、各主体が連携し広域的な緑地のネットワークを形成</p>									
実現のための施策	<p>国</p> <p>都道府県の「緑の広域計画」、市町村の「緑の基本計画」の策定促進</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="183 1098 1093 1257"> <p>行政による持続性の担保された公的な緑地の確保の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別緑地保全地区の拡大・質の向上（機能維持増進事業等）への支援 都市公園等の公的空間における緑地の確保・緑化の推進 地方公共団体に対する技術的支援 </td> <td data-bbox="1093 1098 1928 1257"> <p>民間による緑地の保全・創出の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 良質な緑地への民間投資を促進する環境整備 民有地における更なる緑地の創出に向けた各制度の活用等の促進 都市農地の保全に向けた各制度の活用等の促進 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="183 1257 1928 1321"> <p>価値観の醸成、多様な主体の参画・協働の促進に向けた普及啓発、環境教育の推進</p> </td> </tr> </table>					<p>行政による持続性の担保された公的な緑地の確保の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別緑地保全地区の拡大・質の向上（機能維持増進事業等）への支援 都市公園等の公的空間における緑地の確保・緑化の推進 地方公共団体に対する技術的支援 	<p>民間による緑地の保全・創出の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 良質な緑地への民間投資を促進する環境整備 民有地における更なる緑地の創出に向けた各制度の活用等の促進 都市農地の保全に向けた各制度の活用等の促進 	<p>価値観の醸成、多様な主体の参画・協働の促進に向けた普及啓発、環境教育の推進</p>		<p>コンパクト・プラス・ネットワーク等のまちづくりの取組との連携</p> <p>まちづくりDXとの連携等</p>
<p>行政による持続性の担保された公的な緑地の確保の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別緑地保全地区の拡大・質の向上（機能維持増進事業等）への支援 都市公園等の公的空間における緑地の確保・緑化の推進 地方公共団体に対する技術的支援 	<p>民間による緑地の保全・創出の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 良質な緑地への民間投資を促進する環境整備 民有地における更なる緑地の創出に向けた各制度の活用等の促進 都市農地の保全に向けた各制度の活用等の促進 									
<p>価値観の醸成、多様な主体の参画・協働の促進に向けた普及啓発、環境教育の推進</p>										
<p>都道府県</p> <p>「緑の広域計画」の策定と計画に基づく各取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 一つの市町村を超える広域的な見地から、広域計画を策定 都道府県における緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的に示し、計画的かつ積極的に当該措置を実施（都市公園の整備・管理、特別緑地保全地区や緑地保全地域等の制度の活用等） 		<p>市町村</p> <p>「緑の基本計画」の策定と計画に基づく各取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の実情をよく把握している基礎自治体として、基本計画を策定 市町村における緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的に示し、計画的かつ積極的に当該措置を実施（都市公園の整備・管理、特別緑地保全地区や緑地保全地域、生産緑地地区、緑化地域等の制度の活用等） 								

(国土交通省資料より)

(参考2) 緑の広域計画に概ね定めるものとされる事項

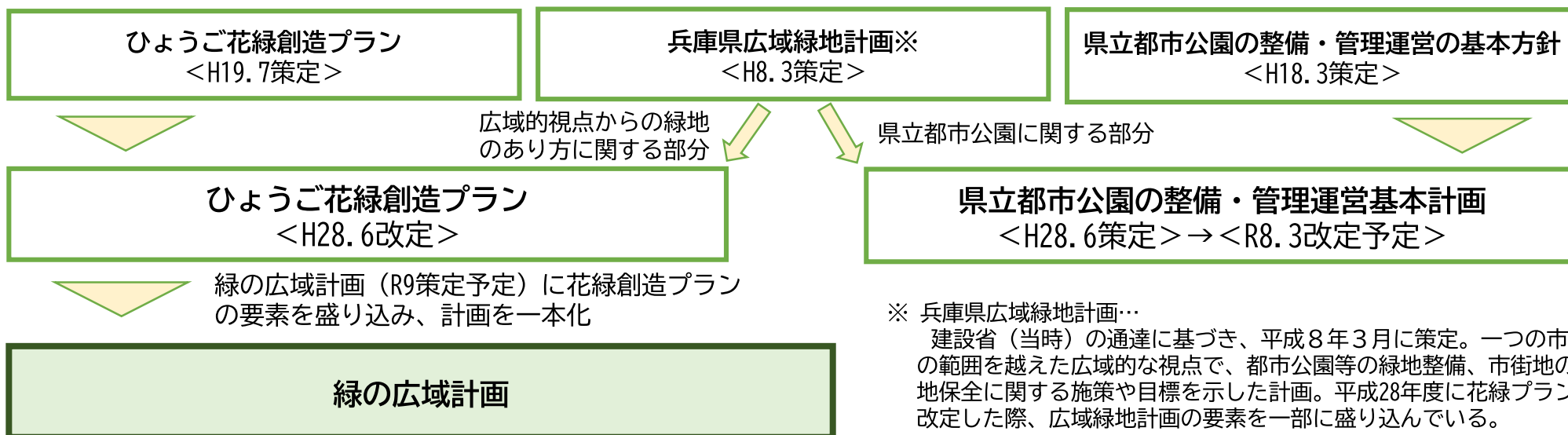
	広域計画に定める事項 (都市緑地法に規定)	国の「緑の基本方針」において広域計画に定めることが望ましいとされた内容 赤字…ひょうご花緑創造プランの内容と関連するもの
1	緑地の保全及び緑化の 目標	都道府県の実情に応じた適切な目標及び関連する指標 等 (基本方針で示した緑被率、気候変動対策、生物多様性確保、Well-being向上等の目標を踏まえる)
2	緑地の保全及び緑化の推進の 方針 に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的・骨格的な緑地※配置の方針 ※都市公園、複数の市町村にまたがる河川敷緑地、大規模な特別緑地保全地区や風致地区 等 ・都市の緑地をグリーンインフラとして効果的に活用する方針 (+緑地が果たす役割) ・民間企業や NPO 法人、住民等と連携した緑地の管理・運営の方針 等
3	緑地の保全及び緑化の推進のための 施策 に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・水と緑のネットワーク形成や生物多様性の確保 ・防災・減災等に資する都市公園の整備・管理 ・緑地保全地域の指定、特別緑地保全地区の指定・拡大 ・公共公益施設や民有地の緑化の支援 ・緑地の保全及び緑化の推進のための普及啓発・環境教育 ・都市緑化基金の活用 ・民間企業や NPO 法人、住民等の多様な主体との連携・協働を促進する仕組みの構築 ・流域治水等の関連施策との連携 ・市町村における基本計画の参考となる観点や施策の具体例等 <p style="text-align: right;">等に関する施策の展開方策</p>
4	都道府県の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項	都市公園の整備及び管理の方針、配置計画、具体的な整備及び管理の内容等
5	町村の区域内の緑地保全地域内における行為の規制又は措置の基準	<p>緑地保全地域(注)内における行為の規制又は措置の基準 (注)・都市計画法の地域地区として、都道府県(市の区域内にあっては、当該市)が決定 ・緑地保全地域が定められた場合、都道府県又は市は当該緑地保全地域内の緑地の行為の規制又は措置の基準を定める</p> <p>※県内には緑地保全地域なし</p>
6	特別緑地保全地区内における土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項	<p>特別緑地保全地区(注)内における土地の買入れ及び買入れた土地の管理の方針 (注)・都市計画法の地域地区として、市町村(10ha以上かつ2以上の区域にわたるものは都道府県)が決定 ・土地所有者が行為の制限を受けることにより、土地の利用に著しい支障をきたす場合、都道府県(市の区域内にあっては当該市)に対して、土地の買入れの申し出が可能</p> <p>※県内には県が規制主体となる特別緑地保全地区なし</p>

2 「ひょうご花緑創造プラン」から「緑の広域計画」への移行⁴

- ▶ 「ひょうご花緑創造プラン」と「緑の広域計画」は、法的
位置付けや性格が異なる部分
があるが、緑地割合の目標や
緑地保全・緑化推進に関する
施策などにおいて関連・重複
する部分もあることから、**県
民や市町にとっての分かりや
すさも考慮し、計画を一本化**

	ひょうご花緑創造プラン	緑の広域計画
根拠等	- (任意計画)	都市緑地法第3条の3 (法定計画)
対象区域	県全域	主として都市計画区域
内容・性格	<ul style="list-style-type: none"> ○県民、民間企業、行政など、多様な主体によって花と緑によるまちづくりを推進するための理念、目標、施策等を定める。 ○主として県民等に向けた行動指針としての性格が強い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○法では概ね以下の事項を定めることとされている。 <ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全・緑化の目標 ・緑地保全・緑化推進の方針に関する事項 ・緑地保全・緑化推進のための施策に関する事項 ・県立都市公園の整備及び管理に関する事項 ・緑地保全地域内における行為の規制、基準等 ・特別緑地保全地区内における土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項 等 ○緑地の配置の方針等の概念や、緑地保全に関する規制など、都市計画的な性格が含まれる。

(参考) 緑に関する計画 策定の経過



3 計画の策定スケジュール

- ▶ 「緑の広域計画」は、適合が求められている都市計画区域マスタープランが令和7年度末に見直されること、また、緑被率の算定方法が令和8年度始めに国から示される予定であることを踏まえ、令和8年度に現況調査（緑被率算定含む）等を実施した上で、令和9年度中に策定
- ▶ 「緑の広域計画」が策定されるまでは、現行の「ひょうご花緑創造プラン」を継続して花と緑のまちづくりの取組を推進 ⇒ 「緑の広域計画」策定後、同計画に移行

